

公の施設【基本情報】

施設名	新潟市市民活動支援センター
所管部・課	市民生活部市民協働課
所在地	〒951-8507 新潟市中央区西堀前通6番町894番地1 西堀6番館ビル3階
根拠法令	
設置条例	新潟市市民活動支援センター条例
施設概要	<p>市民公益活動の支援を進めるため、市民活動支援センターの管理運営を市民との協働により行う。施設・設備の管理を市が担い、運営を「新潟市市民活動支援センター運営協議会」へ委託している。</p> <p>【施設機能】 事務ブース(4)、研修室、ミーティングスペース、作業室、貸しロッカー(72)、メールボックス(96)、情報コーナー(書籍、検索用パソコン(3))</p> <p>【主な事業内容】 (1)市民公益活動に関する情報の収集及び提供に関する事業 (2)市民公益活動に関する交流の支援に関する事業 (3)市民公益活動の相談に関する事業 (4)市民公益活動の研修の機会の提供に関する事業 (5)センターを市民公益活動に関する利用に供すること (6)その他センターの設置目的を達成するために必要な事業</p>

施設の設定目的
<p>市民が、営利を目的とせず、不特定多数のもの利益の増進に寄与するために行う活動(市民公益活動)を支援するため、市民活動支援センターを設置する。</p>
管理・運営に関する基本理念、方針等
<p>市民公益活動の支援を進めるため、市民活動支援センターの管理運営を市民との協働により行うとし、施設・設備の管理を市が担い、運営を市民活動団体の代表者などで構成される「新潟市市民活動支援センター運営協議会」へ委託している。</p> <p>センターの管理・運営の今後の方向性として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターをより多くの方々に知ってもらうこと、 ・新潟市が目指す新しい公共づくりの中心的な役割の一翼を担えるNPOを育成し、センターの管理運営に当たってもらうこと、 ・そのNPOに力をつけてもらいながら、近い将来はコミュニティの経営的運営に当たれる「コミュニティマネジメント」の仕組みの構築をNPOと行政が協議し、コミュニティコーディネーターを育むシステムの整備にも当たってもらう方向、 <p>を目指している。</p> <p>これを踏まえ、以下の点を今後の管理・運営方針としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ソフト事業の充実を図るとともに、運営主体のスキルアップを行うなど、新しい公共を担うNPOを支援するマネジメント力を向上し、中間支援機能の強化を図る。 ◆社会福祉協議会や公民館等の関係機関と連携し、コミュニティコーディネーターの育成の支援をはじめ、センターのサテライト機能の拡充を図っていく。